業　務　説　明　書

業 務 名：馬見丘陵公園　魅力向上施設整備計画検討業務
公 園 名：馬見丘陵公園
業務場所：北葛城郡河合町佐味田他
業務期間：契約日～令和５年３月１０日

１．業務の目的

馬見丘陵公園（以下「本公園」という。）は、奈良県中西部に位置する面積約５６．２ｈａの県営都市公園（種別：広域公園）で、平成３年に約１０ｈａを供用開始した後、順次整備・追加供用を行い、平成２４年１０月に全面供用した。５世紀頃に築造された馬見古墳群の一部をなす様々な古墳を園内に有した歴史的環境と、丘陵の樹林地と溜池などの自然的環境を保全・活用した広域レクリエーション拠点として、県内外から年間約１１０万人が散策等に訪れる人気の公園となっている。

近年は、季節を代表する花をテーマにしたイベントを開催、県民と協働しながら花の公園づくりを展開し、春のチューリップ、初夏のハナショウブ、夏のヒマワリ、秋のダリア・コスモス、冬のイルミネーションのほか、歴史探訪や野鳥観察を楽しみながら休息、散策、ピクニック等ができる公園として管理運営を行っている。

本公園ではこれまでに、限られた平地を中心に園路、トイレ、休憩所等の施設を配置し、駐車場等のアクセス環境整備、電動カートによる園内移動支援等を行ってきた。しかしながら、中央エリアを中心に、急な降雨や夏の炎天下での休憩が可能な施設が少ないこと、大規模イベント時の休日を中心に駐車場が満車となり、道路に入庫待ちの列ができるなどの課題もある。また、草花や樹木等の見本園としての役割も大きくなっており、その情報発信や見せ方について工夫が求められている。

特に中央エリアにある馬見丘陵公園館は、平成３年の開園当初より３０年間にわたり、主に馬見古墳群の紹介を中心に模型や映像を使った展示施設として機能してきた。しかし、スマートフォンの普及などに伴い情報提供手法が様変わりする中で、冷暖房が完備された貴重な建物である公園館を休憩施設として機能を見直すことについて検討が必要である。

また、本公園南エリアに隣接する広陵町営竹取公園（種別：地区公園）や国特別史跡巣山古墳における広陵町事業と県事業との連携による公園を核としたまちづくりを推進するため、令和３年７月に竹取公園周辺まちづくり基本計画（以下「まちづくり基本計画」という。）を策定している。さらに、本公園は河合町の一時避難地に指定されており、緑道エリアにソーラー街路灯を設置し、避難路としての環境整備を行っている。

本業務はこれらの背景や課題を踏まえ、本公園のさらなる魅力向上を図るため、来園者ニーズや利用動態を把握し、現状の課題と解決方法の事例収集及び本公園での適用条件等を検討・整理し、導入すべき機能やテーマ、導入施設の内容・概略規模を設定するとともに、

景観や管理運営等の概略の検討を行うことを目的とする。

２．業務概要

（１）計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで業務計画書を作成し、調査職員に提出する。

（２）課題整理

本公園の現況と課題を把握する。事前にチェックリストを作成したうえで現地踏査を行い、課題を整理する。現況写真や図表を用いて課題整理票（様式任意）を作成する。

（３）課題解決策の検討及び提案

以下の１）～５）の事項について立地条件を踏まえた検討を行い提案する。提案にあたっては、適用する基準やガイドライン、参照する研究成果や類似事例等を明らかにすること。

また、１）～５）で検討した施設等の整備及び運営にかかる概算事業費を算出すること。

１）便益施設等のあり方の検討

次の候補地において、整備すべき施設の仕様（位置、構造、規模等）について、それぞれ３案以上の比較検討を行う。比較項目は、快適性・景観性・施工性・経済性を基本とする。整備イメージパースを各１枚作成する。

① 中央エリア　ハナモモの丘：パーゴラ（藤棚）、ベンチ

② 馬見丘陵公園館　展示施設から休憩施設への機能転換

③ 北エリア　花の道ススキの丘：西洋風四阿

上記のうち、②については民間活力の導入手法についても検討・整理する。

また、次に示す公園施設の位置、構造、規模等の検討を行う。

④ 売店、カフェ・レストラン

⑤ 喫煙所

⑥ 授乳室

⑦ 自動販売機

２）新たな花壇の見せ方の検討

立体花壇、モニュメントとの組合せ、花壇デザインテーマの設定など、草花植栽の新たな魅力づくりの方策を検討・提案する。検討にあたっては、以下について注視すること。

① エリアの特徴を活かす

② 散水設備、電気設備、管理車両動線となる園路等の配置を考慮する

３）既存施設の適正性及び運用方法

次の公園施設について現況と課題を把握し、現在の公園規模や来園者数、利用動態からみた適正性を検証するとともに、課題への対応策を提案する。

① 駐車場
② 芝生広場
③ 園路（ランニングコースとしての利用、犬の散歩の可否等を含む）
④ トイレ
⑤ 電動カート（来園者の移動支援）
⑥ 倉庫・苗畑等（バックヤード）

上記のうち、①及び⑤については有料化のあり方についても検討・整理する。

４）情報発信の方策検討

既存の取組状況を把握・整理するとともに、次の視点から追加して実施すべき方策を検討、提案する。提案にあたっては、アナログまたはデジタル的な手法を問わず、他事例等を用いてその効果を説明すること。

① 草花、花木等樹木の基本情報や見どころ等の情報提供
② 災害時の来園者の安全確保のための情報提供

５）まちづくり基本計画に基づく施設整備

まちづくり基本計画に位置付けられた次の事業について、県が整備すべき内容を検討する。整備イメージとして鳥瞰パース１枚を作成する。

① 新たな賑わいの創出－町道上田部奥鳥井線沿道景観整備
② 地域資源の活用－巣山古墳周辺整備、巣山古墳周辺の視点場確保
③ アクセス環境の改善－移動支援方策の検討

（４）協議資料作成補助

本業務の検討にあたり県庁内３者、広陵町１者及び河合町１者（計５者）との打合せ協議に必要な資料の作成を補助する。なお、それぞれに対し２回程度の打合せ協議を予定している。

（５）来園者アンケート調査

課題の把握、課題解決策の検討を補足するためのアンケート調査を行う。対象者、実施方法（調査時期、回数、場所、対面・記入式の方法等）、質問項目については過年度実施内容を踏まえながら本業務に適切な内容を検討する。

なお、項目については、年齢層、居住地、来訪動機、来訪手段、本人を含む同行人数、滞在時間、移動経路、良かったと思う点及び改善すべきと思う点については必須とする。

（６）報告書のとりまとめ

本業務の検討内容を報告書としてとりまとめる。参照した文献等については出典を明らかにし、該当頁の写しを参考資料として添付する。併せて、概要版を作成する。

（７）照査

少なくとも以下の３点について照査を行う。

① 課題解決策の検討及び提案の照査

② 来園者アンケート調査内容及び結果の照査

③ 成果品の内容の適正照査

３．打合せ協議

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ１回及び成果品納入時の計３回行うものとする。

ただし、中間打合せは調査職員と協議の上、回数を変更できるものとする。なお、打合せには、原則として管理技術者が立ち会うものとする。

４．成果品

成果品は国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子納品要領（案）」および奈良県が策定した「土木設計業務等の電子納品ガイドライン（案）」（以下、両者を総称して「要領」という。）に基づいて作成した電子データを従来方式の原稿に代わるものとして CD-R に納め２部提出するとともに、製本版として報告書（簡易製本）各２部、その他の発注者が指示するものを納品すること。

５．貸与資料

貸与する資料は次のとおりとする。

資料等の名称	単位	数量	摘要
・平成３１年３月　馬見丘陵公園民間活力導入等検討業務委託（公園等活用検討事業）報告書	式	1	CD-R
・馬見丘陵公園来園者数集計表	式	1	Excel データ
・過年度アンケート調査集計表	式	1	Excel データ

６．管理技術者の資格要件

本業務の管理技術者は、下記（１）から（４）のいずれかの資格を有すること。

（１）技術士（総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画）

（２）技術士（建設部門（都市及び地方計画）

（３）RCCM（造園部門または都市計画及び地方計画部門）

（４）上記（１）または（２）と同等の能力と経験を有する技術者（国土交通省「建設コンサルタント登録規定」第３条一項ロにより認定された技術者とする。）

７．照査技術者の資格要件

本業務の照査技術者は、下記（１）から（４）のいずれかの資格を有すること。

（１）技術士（総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画）

（２）技術士（建設部門（都市及び地方計画）

（３）RCCM（造園部門または都市計画及び地方計画部門）

（４）上記（１）または（２）と同等の能力と経験を有する技術者（国土交通省「建設コンサルタント登録規定」第３条一項ロにより認定された技術者とする。）

８．その他

１．業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議のうえ決定すること。

２．本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計ならびに工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは「要領」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

なお、書面における署名または押印の取扱については、別途調査職員と協議すること。